

コンベンション誘致活動助成金交付要項

(目的)

第1条 この要項は、熊本市及びその周辺地域において開催される可能性のあるコンベンション及びスポーツコンベンション（以下、コンベンションという。）の誘致活動に対し、その必要な資金の一部を助成することに関し必要な事項を定め、熊本市及びその周辺地域におけるコンベンションの開催を促進し、もって地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

(助成対象)

第2条 助成の対象となるコンベンション誘致活動は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 当協会のコンベンション開催助成金交付要項又は、スポーツコンベンション開催助成金交付要項に定める要件を満たすコンベンションの誘致を目的とするもの。
 - (2) 当該コンベンション開催までに12ヶ月以上準備期間があるもの。
 - (3) 熊本市、熊本県及び熊本県観光連盟から助成金等の交付を受けていないもの。
 - (4) 助成金交付振込先が団体名義であるもの。
- 2 前項の規定にかかわらず、熊本市及びその周辺地域の活性化に大きく寄与するコンベンション誘致活動であると代表理事が特に認めたものは、交付の対象とする。
- 3 助成の対象となる経費は、次の各号に掲げる経費とする。
- (1) 旅費
 - (2) 宿泊費
 - (3) 現地交通費
 - (4) 交流会費
 - (5) その他、特に必要と認められる経費

(助成金額)

第3条 助成金額は、当該コンベンション誘致活動経費の2分の1以内とし、下記の金額を上限とする。但し1万円未満は切捨てとする。

大会規模	国際	全国		
		1,000名以上 3,000名未満	3,000名以上 5,000名未満	5,000名以上
参加者数	100名以上	1,000名以上 3,000名未満	3,000名以上 5,000名未満	5,000名以上
助成金額	25万円	15万円	20万円	30万円

(申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という）は、当該コンベン

ション誘致予定日の1ヶ月前までに次に掲げる書類を代表理事に提出するものとする。
但し、代表理事が特別の理由があると認めるときはこの限りでない

- (1) コンベンション誘致活動助成金交付申請書（様式第1号）
 - (2) 誘致活動計画書
 - (3) 収支予算書
 - (4) その他代表理事が必要と認める書類
- 2 助成金の申請は1大会につき1回までとする。ただし、当協会が複数年に亘る誘致活動が必要と認めた大会については、この限りではない。

（交付の決定）

第5条 代表理事は、前条の申請があったときは書類の審査等により助成金の交付を決定するものとする。

- 2 代表理事は、前項により助成金額の交付を決定したときは、交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（完了報告）

第6条 申請者は、当該コンベンション誘致活動終了後1ヶ月以内に次に掲げる書類を代表理事に提出するものとする。

- (1) コンベンション誘致活動完了報告書（様式第3号）
 - (2) 収支決算書
 - (3) 助成対象経費の領収証の写し
- 2 申請者は、当該コンベンション誘致活動終了後1ヶ月以内に前項に掲げる書類の提出ができないときは、遅延理由書（様式第4号）を提出し、その事由について報告しなければならない。
- 3 代表理事は、前項の遅延理由について、やむを得ないものと判断したときに限り、当該コンベンション誘致活動終了後1ヶ月を超えて、第1項に掲げる提出書類を受理するものとする。

（交付額の確定）

第7条 代表理事は、前条の報告を調査のうえ、交付額を確定し、交付額確定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

（交付請求）

第8条 前条の確定通知を受けた申請者は、助成金交付請求書（様式第6号）により、代表理事に助成金の交付請求をするものとする。

（交付）

第9条 代表理事は、前条により請求が行われたときは、第7条により確定した助成金

を速やかに交付するものとする。

(中止等)

第10条 申請者は、第5条により助成金の交付決定を受けた当該コンベンション誘致活動を中止し、又は申請者の都合により助成金の交付を辞退する場合には、遅滞なく交付決定取消申請書（様式第7号）を代表理事に提出しなければならない。

(交付決定の取消)

第11条 代表理事は、次の各号の場合、当該助成金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 前条に規定する書類の提出があった場合。
 - (2) 第6条第1項に掲げる完了報告がなされない場合及び第6条第2項に基づく遅延理由が正当と認められない場合。
 - (3) 第6条第1項に掲げる完了報告の内容が第2条第1項の各号に掲げる要件を満たしていない場合。
 - (4) 申請者が虚偽その他不正の手段により助成金の交付を受けた場合。
 - (5) 助成金の交付が適当でないと代表理事が認める場合。
- 2 前項の規定は、助成金交付確定後においても適用するものとし、既に交付を受けた助成金があるときは、代表理事はこれを返還させることができる。
- 3 代表理事は、第1項により交付決定を取り消したときは、交付決定取消通知書（様式第8号）により当該申請者に通知するものとする。

(雑則)

第12条 この要項に定めるもののほか、必要な事項については別途定める。

附 則

この要項は、平成23年4月1日から施行する。

この要項は、平成24年4月1日から施行する。

この要項は、平成24年6月27日から施行する。

この要項は、平成25年8月1日から施行する。

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

この要項は、平成31年4月1日から施行する。